

西予市児童公園
指定管理者 募集要項

令和 8 年 8 月
西予市
(福祉事務所子育て支援課)

「西予市児童公園」指定管理者募集要項

西予市では、令和 9 年 4 月から西予市児童公園の管理運営について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者による管理を行う予定です。

については、西予市児童公園条例の規定に基づき、公園の管理運営を行う指定管理者を公募します。

西予市は、募集期間内に申請のあった法人その他の団体について、申請書類及び提案内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。なお、指定管理者の指定については、西予市議会の議決を経て行います。

本要項は、西予市児童公園（以下「公園」という。）の指定管理者の募集及び選定に関して必要な事項を定めるものです。指定管理者の指定及び管理運営に関する事項については、地方自治法、西予市児童公園条例その他関係法令並びに本要項及び関係書類の定めるところによります。

- 1 施設の名称 西予市児童公園
- 2 施設の所在地 西予市宇和町稲生 157 番地
- 3 施設の概要 遊具設置 3,300 m² 駐車場整備 4,000 m²
木製複合遊具、四阿 2 棟、ブランコ、ターザンロープ、
トイレ他
- 4 西予市児童公園の経営を指定管理者に委託する趣旨
指定管理者への委託の基本的な趣旨は下記のとおりであり、この趣旨に沿い、円滑に運営管理することができる法人その他の団体を指定します。
 - (1) 民間の運営能力を活用し、公園の円滑な管理を行うこと。
 - (2) 持続的に効果的な管理が成されること。
 - (3) 将来にわたって行政と連携し、安全な管理を行うこと。
- 5 指定管理者が行う業務
 - (1) 公園の利用の許可に関する業務
 - (2) 公園の利用に係る料金の徴収に関する業務
 - (3) 公園の維持管理及び修繕に関する業務
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務業務内容の詳細については、募集要項に添付の「西予市児童公園指定管理業務仕様書」をご覧ください。
- 6 指定の期間
令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日まで（3 年間）
ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間の中途においても指定を取り消すことがあります。

7 参加資格基準

(1) 公募に参加する資格を有するものは次に掲げる要件を備えていること。

- ① 法人その他の団体(以下「団体」という。)(個人での応募は不可)
- ② 西予市児童公園を経営するのにふさわしい経営能力を備え、児童公園の活性化に熱意のあるものであること

(2) 次に該当する団体は応募者となることができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当するもの
- ② 法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- ③ 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしているもの
- ④ 宗教活動又は政治活動を目的としているもの
- ⑤ 西予市暴力団排除条例(平成23年西予市条例第18号)第2条第3号に規定する暴力団員等の所属する団体に該当するもの

8 指定管理料

西予市児童公園の指定管理料については、単年度ごと管理経費の上限金額は、次のとおりであり、上限金額を超える応募は失格となります。

ただし、指定管理料を必要としない応募又は収益の一部を市に納付する応募も可能です。

指定期間の1年間ごとの指定管理料の上限額 2,000,000 円

なお、指定管理料は、原則として指定期間中変更しません。ただし、業務内容の変更その他特別な事情が生じた場合は、市と協議するものとします。

また、当公園については、令和5年7月1日から令和15年3月31日までの間、ネーミングライツ契約を締結しており、指定期間中は当該契約に基づく施設愛称を変更することはできません。

指定管理者は、施設の管理運営に当たり、ネーミングライツ契約の内容を遵守するとともに、運営上調整を要する事項が生じた場合は、ネーミングライツスポンサー、市及び指定管理者において協議を行うものとします。

9 申請書類の提出

所定の申請用紙に必要書類を添付し、担当部局まで提出してください。

(1) 受付期間及び場所

① 提出期限

令和8年8月6日(木)から令和8年8月31日(月)まで
午前8時30分から午後5時まで(土日祝日を除く)

② 提出場所

〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市福祉事務所子育て支援課 Tel0894-62-6551

③ 提出の方法

持参若しくは郵送(郵送の場合、書留で必着)

④申請書類の内容

- 指定申請書（様式第1号） 1部
- 労働誓約書（様式第2号） 1部
- 事業計画書（様式第3号） 1部
- 収支計画書（様式第4号） 1部
- 定款・寄付行為又はこれらに類する書類 1部
（法人以外の団体にあつては、会則等）
- 登記事項証明書 1部
（申請日の前3ヶ月以内に作成されたもの）
- 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、収支計算書、財産目録その他法人の事業及び経営状況を明らかにする書類（直近3事業年度分） 1部
- 直近1年分の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税並びに市税の未納がないことを証する書類） 1部
- 管理運営に従事する予定者の名簿、経歴、雇用計画並びに管理運営体制が分かる組織図等 1部

（2）応募申請書類の取り扱い

- ①提出された書類は、西予市情報公開条例（平成16年西予市条例第10号）に基づく公文書として取り扱います。情報公開請求があった場合は、同条例の規定に基づき公開される場合があります。
- ②提出された応募書類は返却しません。
- ③提出された書類の変更又は差替えは、軽微なものを除き認めません。

（3）応募の無効

応募の資格のない者及び虚偽の申請を行った者の応募は無効とします。

（4）質問事項の受付

- ①持参期間令和8年8月6日（木）から令和8年8月20日（木）
- ②受付方法
質問票（任意様式）により、
電子メール（kosodateshien@city.seiyo.ehime.jp）または、
ファックス（0894-62-6564）で受け付けます。
※電子メールの場合、タイトルを”【質問】指定管理”としてください。

10 スケジュール

公募の公告から指定管理者の指定に至るまでのスケジュールは、次のとおりです。

（1）公募の公告

令和8年8月6日

（2）募集要項の配布

令和8年8月6日以降

(西予市福祉事務所子育て支援課に備え付け)

(3) 申請書の提出

① 持参の場合

令和8年8月6日(木)から令和8年8月31日(月)までの
午前9時から午後5時まで(土・日・祝の受付はいたしません。)

② 郵送の場合

令和8年8月31日(月)午後5時必着

※原則として書留とすること。

(4) 審査(指定管理者候補者の選定)

令和8年9月15日(火)

※審査時間の詳細については追って連絡します。

(5) 指定管理候補者決定

令和8年10月(予定)

(6) 議会の議決

令和8年12月(予定)

(7) 指定管理業務の開始

令和9年4月1日

11 指定管理者の選定

指定管理者の選定に当たっては、「西予市指定管理者選定評価委員会」を設置し、同委員会の審査により指定管理候補者として選定を行います。

なお、審査の結果については、後日連絡します。

12 選定基準

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効力を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 収支計画書の内容が、施設の維持管理経費の縮減が図られものであること。
- (5) その他市長が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準

13 指定管理者の決定及び協定書の締結

指定管理者は、西予市議会の議決を経て決定され、その後に市と指定管理者との間で管理業務に係る協定を締結します。

14 利用料金に関する事項

公園においては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項及び西予市児童公園条例第 9 条に定める利用料金制度を採用します。

15 問い合わせ先

西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1

西予市福祉事務所子育て支援課

Tel0894-62-6551 FAX0894-62-6564

電子メール : kosodateshien@city.seiyo.ehime.jp